



1996年 5月10日

日本税理士会連合会
会長 平田公敏 殿

全国青年税理士連盟
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-2-112
代々木カピタルビル303
会長 岩田 俊一

「住民基本台帳ネットワークシステム」 に関する要望書

時下、貴会におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃は当連盟の活動にご理解いただきありがとうございます。

さて、1996年3月28日、自治省行政局長の私的諮問機関である「住民記録システムのネットワークの構築等に関する調査研究委員会」（座長・小早川光郎東京大学法学部教授）は、都道府県や市町村の区域を越えて本人確認ができるよう、住民基本台帳の一人一人に番号を付ける「住民基本台帳ネットワークシステム」導入を検討すべきだ、とする最終報告書をまとめました。この最終報告書のシステムの利用分野の項目では、納税者番号制度が導入された場合にも活用が可能である旨の報告があります。

当連盟は、従来より政府税制調査会が、適正・公平な課税の実現を図り、税務行政全般にわたる効率化を図るという大義名分のもとに検討されている「納税者番号制度」については、その利用を税務以外の幅広い行政分野、さらに民間分野にまで認めるという実質的な「国民総背番号制度」そのものであり、国民のプライバシー権の侵害等の諸問題があり導入に反対の意見を表明して参りました。

今回の自治省の最終報告における「住民基本台帳ネットワークシステム」は、国民総背番号制そのものであり、下記の点について問題があると考え、その導入について反対です。

貴連合会及びに日本税理士政治連盟において、「住民基本台帳ネットワークシステム」について充分検討されて、導入阻止に向けて関係諸機関に働きかけていただきたく要望致します。

記

1. 制度導入の必要性はあるのか？

自治省の最終報告書では、「住民基本台帳ネットワークシステム」制度の導入目的は、
①住民基本台帳事務の効率化、広域化（転入・転出事務の簡素化・合理化、広域的な住民票の写し等の交付）②行政機関における本人確認への利用（選挙の際の本人確認、災害時・緊急時の本人確認、旅券の交付の際の本人確認等）③行政手続における住民票の写し等の添付の省略④住民基本台帳カードを申請手続等の簡素化の手段等として活用すること等

による住民の利便性の向上としている。

しかしこのネットワークシステムの維持・管理には巨額の費用がかかる。コストの面から見てもその導入の必要性が不明確であり、国民に納得を得られるとは思えない。

2. 監視社会につながる「国民総背番号制」

自治省の最終報告書では、全国民一人ずつに、原則として生涯を通じて変わらない番号を付けて、氏名・住所・性別・生年月日の四項目の個人情報を全国の市町村を通信回路で結びネットワークシステムを構築して管理し、この情報を全国の行政機関が法令に基づき利用できるとしている。また本人の申請により番号カードを交付し、IDカードとして利用できるとしている。しかしいったん導入されれば、カードなしでは選挙の投票ができなくなる可能性があったり、災害・緊急時の身元確認に使うとなれば、常にカードの携帯が必要となるなど、将来的にはカードなしでは行政サービスが受けられなくなるなど限りなく強制携帯に近づくこととなる。番号により国民データの管理を徹底して行うことができるデータ監視社会となってしまふ。

3. 不十分なプライバシー保護策

最終報告には、「システム構成には個人情報保護のためのセキュリティ対策を講じる」「法令で利用目的を制限する」「民間機関には原則としてデータを提供しない」という文言はあるが、プライバシー保護の具体的提案が先送りされている。現在日本には、“ザル法”と批判されている「個人情報保護法」しかなく、収集された自己情報の開示および訂正権を行使できる制度はない。このシステム導入に際し、プライバシー権の侵害防止・国民の知る権利の保護が必要なことは、諸外国の制度等を充分検討すれば明確である。個人情報保護法の見直し・強化を図ること、情報公開法の制定、プライバシー保護法の制定等が必要である。

4. 国民不在の密室審議

「住民基本台帳ネットワークシステム」について、新聞報道によると自治省は2000年の初頭の運用をめざしている。しかしこの制度は、行政機関の便宜だけを重視した制度であり、またプライバシー権の侵害等の多くの問題含む制度であり、国民の十分な審議もなく、自治省行政局長の私的諮問機関が密室で作成した構想である。それには、国民の意思は反映されていない。ひろく国民に情報を提供し、その問題点を十分に検討する必要がある。

当連盟としては最終報告がめざす「国民総背番号制」によるデータ監視社会の構築については反対です。

以 上